平成２８年（フ）第２１１号
大津市大江８丁目114番地の３
債務者　塚本　美景
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大津地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第１３６号
滋賀県近江八幡市安土町西老蘇866番地（104号）、前住所滋賀県甲賀市水口町下山802番地411
債務者　木下　明美（旧姓立原）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２８年（フ）第２９３号
岡山県倉敷市児島赤崎２丁目７番42号福田アパート14号室
債務者　岡崎美智子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第４５８号
広島市安佐北区亀山８丁目４番11号
債務者　竹本　共志
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第５６８号
広島市南区宇品神田３丁目２番３―101号
債務者　小池　康之
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第４１号
福岡県柳川市佃町５番地１　コーポ藤吉106号
債務者　古賀　和英
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２８年（フ）第５０号
福岡県田川郡福智町上野275―70、住民票上の住所福岡県田川郡福智町伊方4292番地１
債務者　倉石　康一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所田川支部
平成２８年（フ）第５２号
福岡県田川市大字川宮1660番地２　三井大藪大藪団地５－１－１
債務者　二宮　豊彦
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所田川支部
平成２８年（フ）第３９号
熊本県葦北郡芦北町大字花岡1269番地　五本松団地２－６、前住所熊本県熊本市中央区新町１丁目７番７―101号　エクセルシオール新町
債務者　白内　美穂
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
熊本地方裁判所八代支部
平成２８年（フ）第２５４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目43番43号（アビターレ永秀516号）
債務者　春田　啓二
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２８年（フ）第２６８号
鹿児島県鹿児島市上本町17番13―205号
債務者　川根　弘美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２８年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目11番３号
債務者　相部　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２８年（フ）第７４７号
京都市下京区間之町通五条上る朝妻町104番地４
債務者　中村　智樹
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第７７６号
京都市東山区今熊野日吉町３番地26
債務者　小池　匡傑
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第５９号
徳島県徳島市南昭和町１丁目１番地　パールメゾン宮川305号室、旧住所徳島県小松島市田浦町字中村61番地の３
債務者　丸山　幸男
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
徳島地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第６１号
徳島県徳島市津田町４丁目４番50―101号　シーサイドハイツ、旧住所徳島県徳島市大原町池内山１番地の77・徳島県小松島市神田瀬町10―41　宮城マンション
債務者　前野　輝治
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
徳島地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第７２号
福岡県飯塚市伊川556番地１、前住所福岡県飯塚市目尾1220番地３
債務者　石原　忠雄
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部